

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルのに合わせた改定

●遵守基準…条例施行規則に基づく、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際を守るべき基準
○努力基準…条例施行規則に基づく、適合に努めなければならない基準
◎望ましい整備…遵守（整備）基準を満たした上で配慮することが望ましい事項（参考含む）

（１）建築物編

⑧ 便所（トイレ）

車椅子使用者用便房

●便房の内法寸法にライニング等は含めない※

●直径180cm以上の円程度が内接できるスペースを設ける
（床面積2,000㎡以上の建築物）

便所全体

◎男女共用の便所・便房を設ける※

一般便所

◎小便器や洗面器の脇に杖等を立てかけるくぼみ等を設ける※

⑩ 宿泊施設の客室

◎客室出入口や手すりに室名を点字で表示する

⑪ 観覧席・客席

●○○通路幅や車椅子使用者用客席の広さや数の確保について解説を詳細化

⑬ 駐車場

◎車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる

区画（優先駐車区画）を整備※

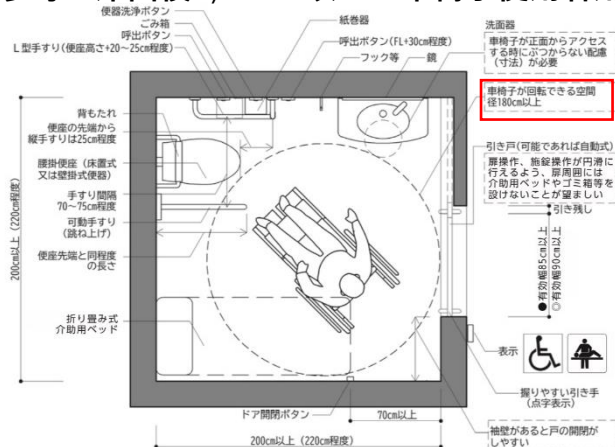
⑲店舗内の通路や座席

・店舗の種類等により、通路の解説を詳細化

・待合、試着室についての配慮事項を追加

※のある項目は公園編にも記載

【参考 床面積2,000㎡以上の車椅子使用者用便房の例】



（２）道路編

① 歩道（歩車道の分離）

●歩車道境界の縁石天端の高さは、車道面から15cm以上とする

② 歩道（歩道の有効幅員、勾配）

●縦断勾配：5%以下とすること（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合には、8%とすることができる）

●横断勾配：1%以下とすること（透水性舗装としない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2%とすることができる）

⑨ 視覚障害者誘導用ブロック

●舗装面との輝度比が確保できるようにブロックを縁取るよう舗装の色を変えるなどの対応を標準とする。

（３）公園編

③ 階段・④ 傾斜路

◎手すりは上端・下端で水平に45cm以上延長する

⑦ 野外劇場・野外音楽堂

車椅子使用者用観覧スペース

●床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける

◎複数設置するとともに、配置に配慮する

（４）公共交通施設編

I 公共交通施設

⑩ 券売機

◎聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮した、文字や映像により案内ができるインターホン等の設備を設ける

II 鉄軌道駅

② 乗降場（プラットフォーム）

◎車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、その案内を行う

事前協議等これまでの対応事例を踏まえた改定

（１）階 段

変更内容：緊急時における車椅子使用者が避難できるスペースを確保することについて、施設整備マニュアルの階段の項目に明記する。

変更理由：車椅子使用者が避難できるスペースについては、事前協議において、相談員から車椅子使用者の非常時における避難スペースを設けることの助言を受けることが多いため。

現 状：区マニュアルの②⑥緊急時の設備・施設に記載があり、④階段の項目には記載がない。

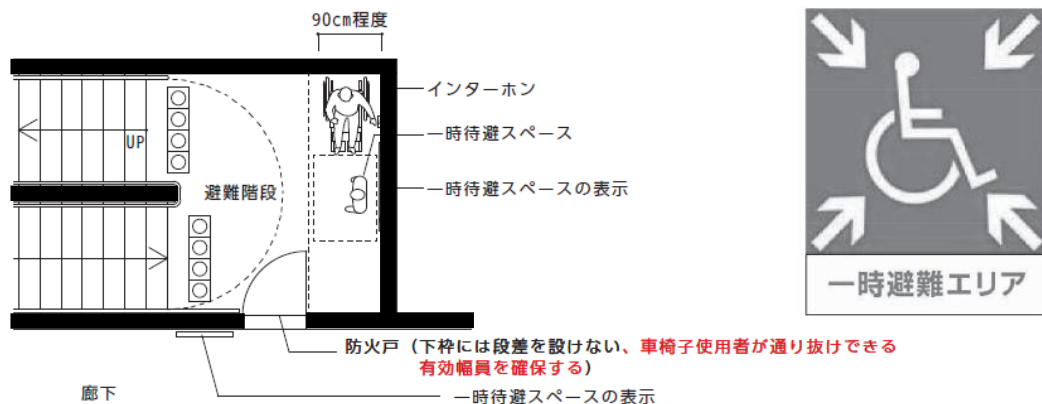
【マニュアル改定項目】

④階段

【マニュアル記載内容】

- ◎ 車椅子使用者は、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時滞在スペースを設ける。
- ◎ 非常用エレベーター付近や階段踊場等に90×120cmの一時避難スペースを設ける。
- ◎ 避難階段、特別避難階段などの階段の踊場（各階につながる部分）、階段に隣接したバルコニー、階段の付室等に設置し、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。
- ◎ 車椅子使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。
- ◎ 一時避難スペースであることを、標識や案内設備を活用して、分かりやすく表示する。
- ◎ 階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時避難スペースが設置してある旨を表示する。
- ◎ 一時避難スペースには、緊急時に連絡がとれるようインターホンを設置する。
- ◎ 救助まで時間のかかる場合を考慮し、携帯トイレ等の防災用品を備えておく。

【マニュアルに追加する参考図の一部】



（２）便 所

変更内容：トイレの洗浄ボタン等について、背景の色との明度差等をつけることを明記する。

変更理由：事前協議において、相談員から視覚障害者へ配慮した色彩計画とするよう助言を受けることが多いため。

現 状：当該内容の記載はない。

【マニュアル改定事項】

⑧便所（トイレ）

【マニュアル記載内容】

- 便器洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。
※資-113 色弱者の特性と色の選び方参照

【イメージ写真】※マニュアルには追記しません



※参照 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

事前協議等これまでの対応事例を踏まえた改定

（３）標 識

変更内容： 標識の大きさの目安として、10cm角以上とすることを明記する。
（国際シンボルマークの基準を参考に設定）

変更理由： 届出処理において、設計者から標識の大きさについて問い合わせを受けることが多くまた、他自治体においても、大きさについて明記がないため。

現 状： 高さ2m以上の部分に設置する旨の記載はあるが、大きさに関する記載はない。

【マニュアル改定事項】

⑭標識

【マニュアル記載内容】

【変更後】 ○ 当該内容が容易に識別できる大きさとし、**ただし、やむを得ない場合は10cm角以上とすることができる。**

【イメージ図】 ※既にマニュアルに記載有

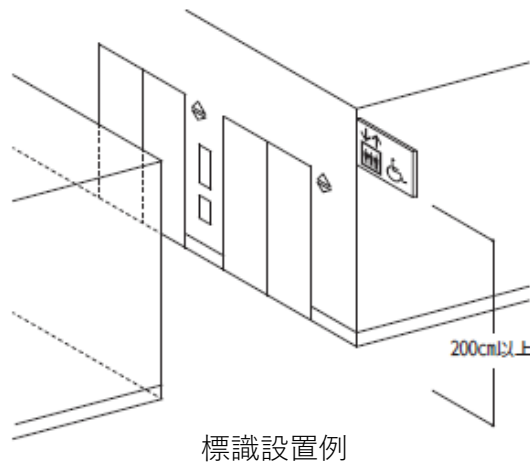
① エレベーター



② 上りエスカレーター



標識例



【数値根拠について】 ※マニュアルには記載しません

国際シンボルマーク使用指針において大きさは10cm以上45cm以下が望ましい旨定められているため、10cm角以上とする。

※参照 障害保健福祉研究情報システム 国際シンボルマーク使用指針

●遵守基準…条例施行規則に基づく、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際を守るべき基準
○努力基準…条例施行規則に基づく、適合に努めなければならない基準
◎望ましい整備…遵守（整備）基準を満たした上で配慮することが望ましい事項（参考含む）

（４）案内設備

変更内容： 案内設備の大きさの目安として、60cm以内×100cm以内とすること、文字の大きさの選択の目安を参考にすることを明記する。

変更理由： 届出処理において、設計者から案内設備の大きさについて問い合わせを受けることが多く、また、他自治体においても、大きさについて明記がないため。

現 状： 案内設備は建築物内のエレベーターなどの配置を表示するものであるが、大きさに関する記載はない。

【マニュアル改定事項】

⑮案内設備

【マニュアル記載内容】

【変更後】 ○ 当該内容が容易に識別できる大きさとし、
※ J I S T 0922 触知案内板に定められている大きさ 100cm以内×60cm以内 また、「文字の大きさの選択の目安」を参考にすること。

【数値根拠について】

①触知案内板について（現行 資-96頁）

触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法がJISにおいて定められているため、JISの内容を参考に大きさを定める。

JISでは触知案内図全体の寸法は、横幅1,000mm以内、縦幅600mm以内とすることが望ましいとしている。

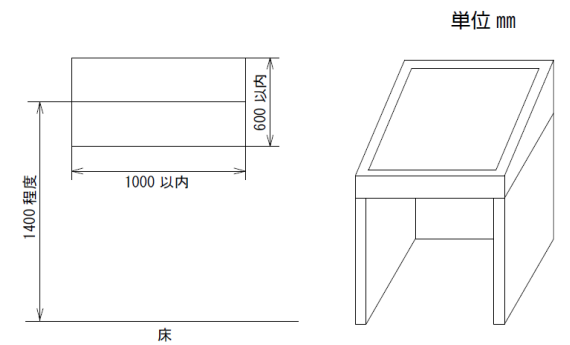


図1－設置形触知案内図の形状例

②文字の大きさについて（現行 資-117頁）

右表は、視認距離から判読できるように通常有効な文字の大きさを示したものである。

視距離	和文 文字高	英文 文字高
30 mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20 mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10 mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 令和元（2019）年10月

コラム等の追加について

マニュアル改定に伴い、追加するコラム等、現行のコラム

・社会情勢の変化や、事前協議届出処理における対応事例等を踏まえ、以下の内容のコラム等を追加する。

追加コラム	現状コラム（※下線は時点修正）
・合理的な配慮について	・新宿区らくらくバリアフリーマップ
・新宿区UDニューズレターについて	・施設管理者のバリアフリー情報の発信
・緊急時避難について	・通路に物品を置かない工夫
・多様化するトイレ	・客室の空間確保
・オストメイトの利用方法について	・開き戸の出入口の有効幅員・開口（枠）幅の設定方法
・車椅子使用者用駐車施設に関する案内板、誘導表示（図説）	・車椅子使用者観覧席・客席からのサイトライン
・利用者への配慮について	・機械式駐車場
・色彩について	・コンセント、スイッチ類の位置の工夫
・光警報装置について	・職員等関係者に対する適切な教育訓練
	・カームダウン・クールダウンスペースの設置
	・建築物の出入口における人的な対応（小規模建築物）

合理的な配慮について

- ・「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある方々への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある方々から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- ・令和3年に改正された「障害者差別解消法」では、店舗や飲食店等の事業者による障害のある方々への「合理的配慮の提供」が義務化されました。
- ・**建築の計画などにおける環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。**
- ・車椅子使用者、聴覚障害、視覚障害の方々以外にも様々な障害者がいます。環境整備で対応できない障害者もいるため、合理的な配慮が必要となります。

●合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮



飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があった。



【対応例】
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮



障害のある人から「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望しているが、弱視でもあるため細いペンで書いた文字や小さな文字は読みづらい」との申出があった。



【対応例】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更



障害のある人から「文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへの参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない」との申出があった。



【対応例】
書き写す代わりに、デジタルカメラやスマートフォン、タブレット端末などでホワイトボードを撮影することとした。

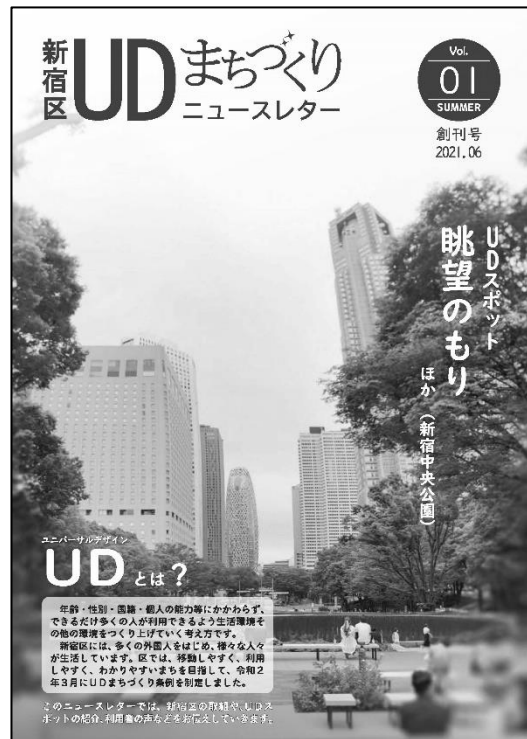
※合理的配慮の内容は個別場面に応じて異なるものになりますので、上記の例は、あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

- ・障害者差別解消法が変わりました！（内閣府）
- ・政府広報オンライン（内閣府大臣官房政府広報室）
<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>

コラム等の追加について

新宿区UDまちづくりニュースレター

・新宿区では、新宿区のユニバーサルデザインまちづくりに関する取り組みや区内のユニバーサルデザインに配慮した施設の紹介などを区民の方々に発信するために、「新宿区UDまちづくりニュースレター」を発行しています。



・【創刊号】眺望のもり ほか



・【第13号】都立明治公園 ほか

出典：新宿区HP「UDまちづくりニュースレターについて」
URL：https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_000001_00023.html



緊急時の避難について

- ・建築物の設計においては、高齢者、障害者等の避難に配慮した様々な工夫が求められますが、例えば、緊急時に階段などによる垂直移動の避難が困難となる利用者に対しては、以下のような配慮が必要となります。
- ・**避難に時間を要するため、とりあえず安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましいです。**一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能を有するものとします。
- ・人的支援により垂直移動ができるよう、階段を移動できる器具（階段避難車）や一人でも搬送可能な救護用担架を設置しておくことが望ましいです。
- ・階段避難車は車椅子使用者の場合、自身の使用する車椅子から乗り換える必要があります。
- ・階段避難車を利用するためには、階段の形状が直線でないと使用できないので、設計する際に注意が必要です。



資料：
災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究 報告書
（平成25年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000035.html

コラム等の追加について

多様化するトイレ

●男女共用トイレについて

・子どもや高齢者、知的障害・発達障害、認知症のある方々など異性による介助・同伴で利用する場合に、一緒に入れるトイレが少なくて困っているという声があります。また、トランスジェンダーなどの性的マイノリティの中にも、男性用・女性用に分かれたトイレは心理的に入りにくく、トイレの利用を我慢しているなど切実な悩みを抱えている方もいます。

・男女別トイレに利用しづらさを感じている方々は、男女共用であることが多い車椅子使用者用便房などを使うこともあるようですが、車椅子使用者など特定の方用のトイレという印象が強く、利用をためらうという意見もあります。車椅子使用者用便房とは別に、だれもが気兼ねなく選択できる男女共用個室トイレ等、施設計画に合わせた新しいトイレの在り方を検討する必要があります。



・異性による介助



・異性による同伴



・性的マイノリティ
(トランスジェンダー)

●おむつ交換台等でのおむつ交換について

・ベビーシート、着替え台、ベビーチェアの3点を設置すると、乳幼児連れの方のトイレ内での多様な行為に対応できます。



・ベビーシート



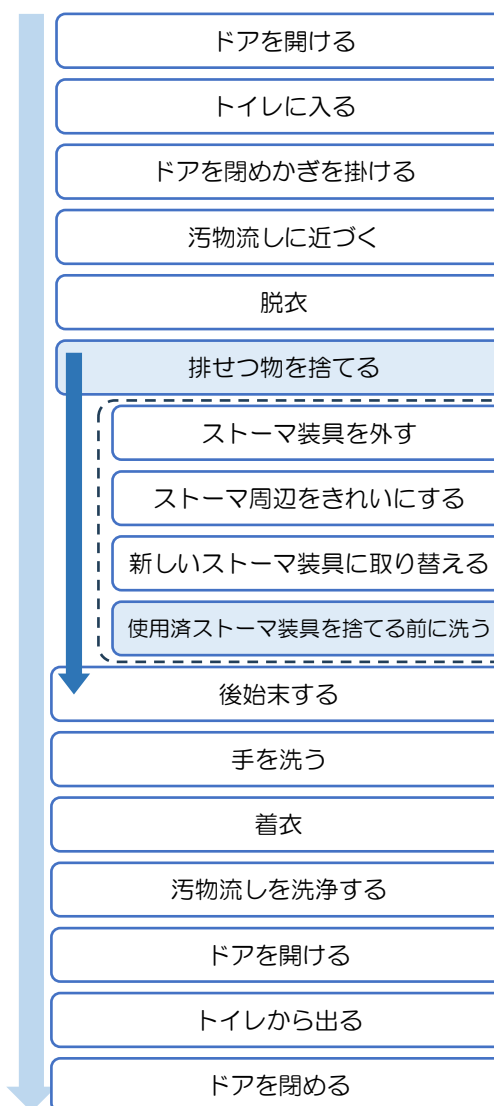
・着替え台



・ベビーチェア

オストメイト対応設備の利用について

・オストメイト（人工肛門・人口ぼうこう保有者）は、排せつ処理のため、次のような行動フローでオストメイト対応設備を利用します。トイレの所要時間は、利用者によって異なりますが、30分～1時間程度の時間がかかる場合があるため、利用者の集中を避け、いつでも使用できるよう、適切な分散配置や案内標示等に配慮することが望ましいです。



ストーマ装具（パウチ）にたまった排せつ物を汚物流しに捨てます。



ストーマ装具（パウチ）内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要です。

使用済みのストーマ装具（パウチ）を捨てる前に洗います。



ストーマ装具（パウチ）を洗しやすい水栓が必要です。

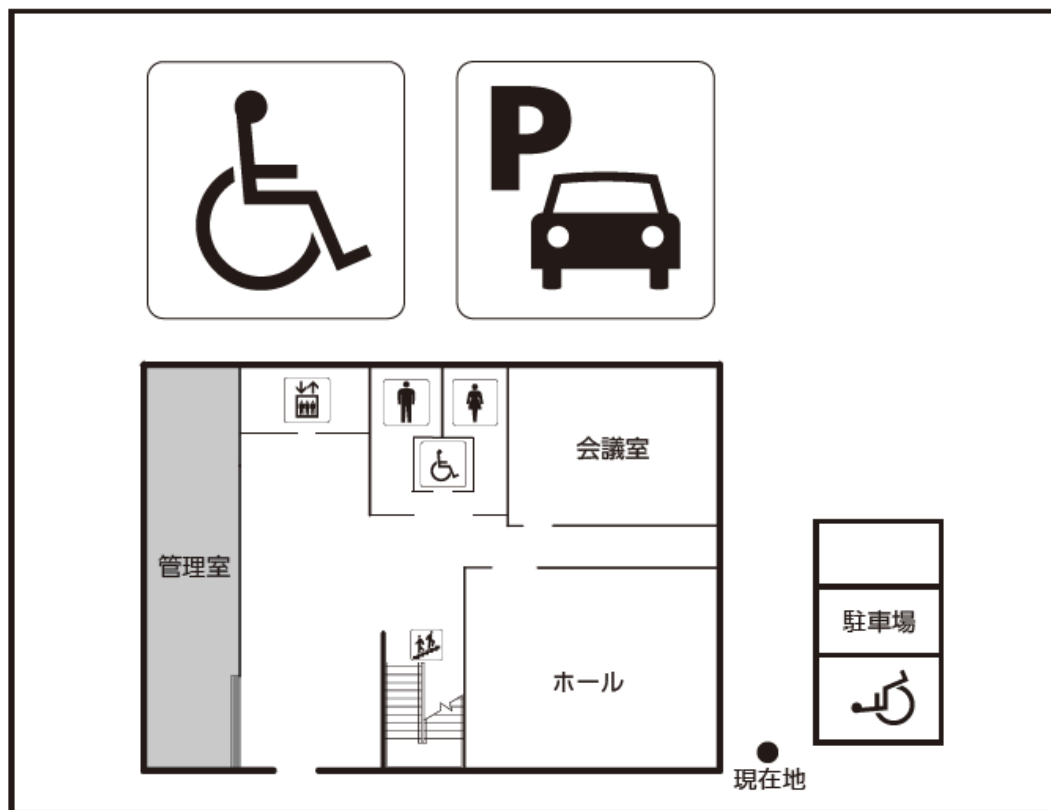
資料：

多機能トイレへの利用集中の実態把握と今後の方向性について—多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究— 第3章オストメイトアンケート調査より（国交省）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000016.html

コラム等の追加について

車椅子使用者用駐車施設に関する案内板（図説）

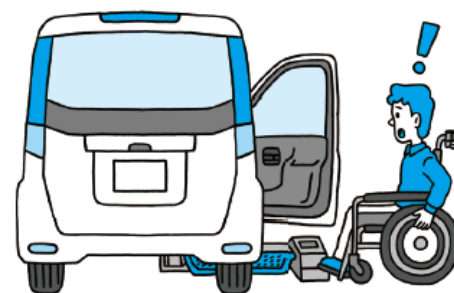


- ・車椅子使用者駐車場に設ける誘導表示の記載例

利用者への配慮について

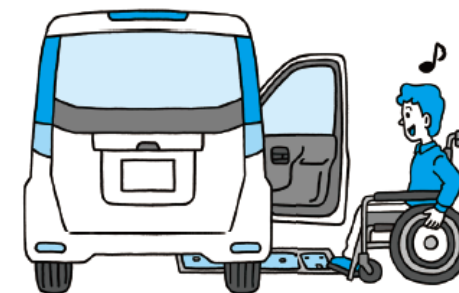
- ・車椅子使用者がコインパーキング等にある車椅子使用者用駐車施設を利用する際、運転席の下部にフラップ板の段差があると車椅子を寄せることができず、駐車場の利用が困難となる場合があります。
- ・施設整備においては、フラップのないタイプや、段差のないフラップ板の駐車施設を設けるなどの配慮が考えられます。

改修前



- ・フラップの段差があり乗降が難しい例

改修後



- ・段差のないフラップに改修した例

コラム等の追加について

色彩について

- ・視覚障害者の中には、まったく見る事ができない全盲の方のほか、見えづらい、部分的に見えない弱視者（ロービジョン）の方がいます。こうした弱視者の方は視覚障害者全体の約7割を占めており、見えづらは弱視の種類によって異なるため、様々な配慮が望まれます。
- ・高齢者の方は、加齢に伴い視力が低下し、情報取得が困難になったり、また、認知症の方は、空間を認識することが困難になったりします。
- ・施設整備においては、**色彩のコントラストがとれていると空間を認識しやすく**、写真左よりも写真右の方が、階段の段鼻ラインの位置、踏み面のコントラストがとれており、ステップが認識しやすい配慮がされています。
- ・階段以外にも、廊下、居室などの床、壁、柱や、トイレ内における壁、手摺、便器の色彩のコントラストがとれていると空間を認識しやすいです。



・コントラストがなく、段鼻が認識しづらい



・コントラストがとれており、段鼻が認識しやすい



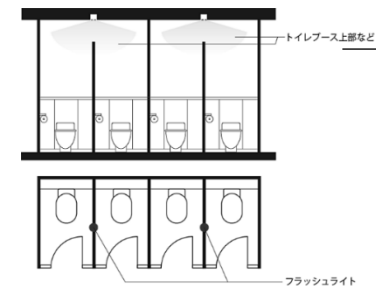
・コントラストがとれており、便器、手摺が認識しやすい
場所：迎賓館赤坂離宮前休憩所

出典：平成24年度 弱視者の安全性・利便性に関する調査研究 報告書
（平成25年3月 国土交通省 総合政策局）

URL： https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000038.html

光 警 報 装 置 の 設 置

- ・**光警報装置は火災を感知すると従来の音による警報に加え光による警報を発するもので、主に聴覚障害者や高齢者の方のために火災を知らせる装置です。**
- ・便所及び便房内では聴覚障害者に非常警報が分かるように、光警報装置を設けることが望ましいです。
- ・光警報装置を設置する場合は、トイレブース内の扉等に光警報装置の点滅が火災の発生を表す旨を表示することや、便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する必要があります。



- ・便所及び便房内以外でも、聴覚障害者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される場所や、従業員等による避難誘導等が期待できない場所等へも、光警報措置を設置することが望ましいです。
- ・光警報装置には「光感受性でんかん防止対策」が盛り込まれています。
- ・光警報装置を設置する場所には、光警報装置が設置されていることを周知するため、出入口等にJISZ8210を規定する光警報装置の案内図記号を設置することが望ましいです。



・光警報装置の設置位置の例



イラスト：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（令和6年3月版 国交省）（P.164）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001734093.pdf>

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 国土交通省

参照：「光警報装置のおすすめ（一般社団法人 日本火災報知機工業会）」

<https://www.kaho.or.jp/pages/iikaho/docs/poster/booklet-hikari-keihou-201708.pdf>

参考：令和7年1月30日消防予第30号及び第31号 光警報装置の設置に係るガイドラインの改定について（通知）「がー国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達および避難誘導に関するガイドライン」等の改定について